

四日市市教委訓令第1号

四日市市教育委員会事務局組織機構の改編に伴う整備規程を次のように定める。

令和4年3月23日

四日市市教育長 廣瀬琢也

四日市市教育委員会事務局組織機構の改編に伴う整備規程

(四日市市教育委員会教育長所管事務専決規程の一部改正)

第1条 四日市市教育委員会教育長所管事務専決規程(昭和62年四日市市教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表(第4条関係)課長等専決事項 教育総務課長 (略) 教育施設課長 (略) 学校教育課長 (略)	別表(第4条関係)課長等専決事項 教育総務課長 (略) 教育施設課長 (略) 学校教育課長 (略) <u>社会教育・文化財課長</u> <u>(1) 社会教育委員会議の庶務に関する</u> <u>こと。</u> <u>(2) 社会教育関係指導者の研修に関する</u> <u>こと。</u> <u>(3) 文化財資料の収集及び整理に関する</u> <u>こと。</u> <u>(4) 文化財資料の貸出しに関するこ</u> <u>と。</u> <u>(5) 文化財保護審議会の庶務に関する</u> <u>こと。</u>
博物館副館長 (1)から(6)まで (略)	博物館副館長 (1)から(6)まで (略) <u>(7) 楠歴史民俗資料館の管理運営に関</u>

(7) (略)	<u>すること。</u>
(8) (略)	(8) (略)
指導課長 (略)	(9) (略)
人権・同和教育課長 (略)	指導課長 (略)
教育支援課長 (略)	人権・同和教育課長 (略)
図書館長 (略)	教育支援課長 (略)
	図書館長 (略)

(四日市市立博物館処務規程の一部改正)

第2条 四日市市立博物館処務規程（平成5年四日市市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(係の分掌事務)	(係の分掌事務)
第4条 係の分掌する事務は、次のとおりとする。	第4条 係の分掌する事務は、次のとおりとする。
管理係	管理係
(1)から(6)まで (略)	(1)から(6)まで (略)
(7) (略)	<u>(7) 楠歴史民俗資料館に関すること。</u>
企画普及係 (略)	(8) (略)
天文係 (略)	企画普及係 (略)
	天文係 (略)

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(教育委員会教育総務課)